



報道発表資料

報道関係者各位

令和4年8月26日（金）

【照会先】

山形労働局労働基準部賃金室

賃金室長 高橋 利明

賃金係長 牧野 朋子

電話 023 - 624 - 8224

FAX 023 - 624 - 8345

山形県最低賃金を令和4年10月6日から時間額854円に引上げ

山形地方最低賃金審議会（会長：村山 永^{むらやま ひさし}）は、本日、山形県最低賃金の改正決定（答申）に対する異議の申出に対して、本年8月10日の答申のとおり決定することが適当であると山形労働局長（小森 則行^{こもり のりゆき}）に答申を行いました。

- 1 本年8月10日の答申を受け、同日から8月25日までの間、山形地方最低賃金審議会の意見に関する公示を行い、本日、異議申出について審議した結果、8月10日の答申のとおり現行の最低賃金の時間額822円を32円引き上げ（引上げ率3.89%）、854円に改正することが適当である旨の答申となりました。
- 2 今後、山形労働局は、この答申を踏まえ、本年度の山形県最低賃金の改正決定に係る手続を進めていきます。
効力発生日は、令和4年10月6日の予定です。